

令和8年度 旭市水道水質検査計画

1. 基本方針

旭市水道水は、東庄町にある東総広域水道企業団から浄水を受水し、皆様にお届けしています。

東総広域水道企業団（構成団体：旭市・銚子市・東庄町）は、利根川水系黒部川の笹川地先から取水した水を、水道法で定められた水質基準内に高度浄水処理し、清浄で安全な水道水として供給しています。

この計画は、市民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するために、適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることをご理解いただくため、水道水の水質検査計画を作成し、その結果を公表するものです。

2. 水道事業の内容

旭市水道事業の内容は、次のとおりです。

【給水区域】

大間手、清滝、幾世、高生及び琴田の各一部を除く市内全域

【水源の名称】

利根川水系黒部川貯水池（表流水 東庄町笹川菰敷下4786番地先 黒部川右岸から取水）

【原水の種類】

浄水受水（東総広域水道企業団から受水）

【浄水場の名称】

東総広域水道企業団 笹川浄水場（東庄町笹川ろ1番地）

【浄水処理方法】

硫酸・粉末活性炭、凝集沈殿、中間塩素、急速ろ過、粒状活性炭、後塩素

【配水場の名称】

旭配水場・海上配水場・飯岡配水場・干潟配水場

3. 水源の水質状況

東総広域水道企業団の水源水質は、利根川の最下流であることや黒部川流域からの排水の混入などの影響を受けやすく、時には次のような問題が生じます。

(1)カビ臭の発生

春季に原水で、植物プランクトンによるカビの臭いが感じられることがある。

(2)トリハロメタン濃度の上昇

水中の有機物がフミン質等のトリハロメタン前駆物となり、浄水場で注入する消毒用の塩素と反応して、トリハロメタンが生成される。また、トリハロメタンは水温が上昇する夏期に濃度が高くなる傾向がある。

(3)水源水質事故による影響

これらの水質問題について、東総広域水道企業団では次のような対策を行っています。

(1)カビ臭に対しては、粉末活性炭処理と粒状活性炭処理を併用し、臭気の除去に努めています。

(2)トリハロメタンについては、夏季に濃度が高くなりますが、粉末活性炭処理と粒状活性炭処理を併用することにより、濃度の低減化を図っています。

(3)上流での水質事故発生時には、魚類等による水生生物水質監視装置などの活用により、速やかな連絡が可能な体制を整えています。

なお、水源の水質保全対策については、国、県及び関係機関へ強く要望をしております。

4. 水質検査

旭市では、水質検査の結果や配水経路などを考慮して、令和8年度の水質検査を下表のとおり実施することとしました。

(1) 定期水質検査

基準項目	検査機関	頻度
<ul style="list-style-type: none"> ● 一般細菌 ● 大腸菌 ● 塩化物イオン ● 有機物(全有機炭素(TOC)の量) ● pH値 ● 味 ● 臭気 ● 色度 ● 濁度 	東総広域水道企業団	月1回
<ul style="list-style-type: none"> ● カドミウム及びその化合物 ● 水銀及びその化合物 ● セレン及びその化合物 ● 鉛及びその化合物 ● ヒ素及びその化合物 ● 六価クロム化合物 ● 亜硝酸態窒素 ● シアン化物イオン及び塩化シアン ● 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ● フッ素及びその化合物 ● ホウ素及びその化合物 ● 四塩化炭素 ● 1, 4-ジオキサン ● シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン 	東総広域水道企業団	年4回

<ul style="list-style-type: none"> ● ジクロロメタン ● テトラクロロエチレン ● トリクロロエチレン ● ベンゼン ● 塩素酸 ● クロロ酢酸 ● クロロホルム ● ジクロロ酢酸 ● ジブロモクロロメタン ● 臭素酸 ● 総トリハロメタン ● トリクロロ酢酸 ● ブロモジクロロメタン ● ブロモホルム ● ホルムアルデヒド ● 亜鉛及びその化合物 ● アルミニウム及びその化合物 ● 鉄及びその化合物 ● 銅及びその化合物 ● ナトリウム及びその化合物 ● マンガン及びその化合物 ● カルシウム、マグネシウム等(硬度) ● 蒸発残留物 ● 陰イオン界面活性剤 ● 非イオン界面活性剤 ● フェノール類 	東総広域水道企業団	年4回
<ul style="list-style-type: none"> ● ジェオスミン ● 2-メチルイソボルネオール 	東総広域水道企業団	年4回+1回

(2)水質管理目標設定項目

基準項目	検査機関	頻度
<ul style="list-style-type: none"> ● ジクロロアセトニトリル ● 抱水クロラール 	東総広域水道企業団	年2回

(3)その他の項目

基準項目	検査機関	頻度
<ul style="list-style-type: none"> ● 残留塩素 ● 色 ● 濁り 	自主検査	毎日

【採水地点】

- 旭市二の 6536 番地先の給水栓
- 旭市幾世 1163 番地先の給水栓
- 旭市飯岡 3471 番地先の給水栓
- 旭市櫻井1270-2地先の給水栓

【検査項目選定理由】

水質検査項目の検査回数は、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合で、更に一定の条件においては過去3年間における検査の結果が基準値の1/10以下の場合には、概ね3年に1回以上、1/5以下の場合には、概ね1年に1回以上まで検査回数を減らすことができますが、これらの項目についても水質が良好であることを確認するため、検査回数を減らすことなく行います。

水質管理目標設定項目は、千葉県水道水質管理計画に基づき年2回検査を行い、浄水場から最も遠距離にある飯岡配水場系の給水栓で検査を行います。

(4) 臨時水質検査

臨時の水質検査は、次の場合に実施します。なお、検査項目は状況に併せて決定します。

- (ア) 水源の水質事故の影響を受けたとき。
- (イ) 浄水処理に異常が生じたとき。
- (ウ) その他、必要と認められたとき。

5. 水質検査計画及び検査結果の公表

旭市が作成した水質検査計画は、毎事業年度の開始前に作成し、広報及び市のホームページにて皆様に公表します。また、検査結果については、毎年6月の広報及び市のホームページで公表します。

水質検査は、十分な検査能力がある東総広域水道企業団に依頼することにより、適正な精度管理が可能となります。

検査計画は、東総広域水道企業団と十分協議して決定しています。また、県は、水源上流域の水質情報を提供することになっています。